



2026年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 P E G A S U S
代表者名 代表取締役社長 美馬 成望
(コード番号：6262 東証スタンダード)
問合せ先 専務取締役執行役員 岡田 義秀
(TEL. 06-6451-1351)

**Be Brave 株式会社による当社株式の大量買付等を踏まえた
当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ**

当社は、Be Brave 株式会社（以下「Be Brave」といいます。）が、2025年11月12日に提出した大量保有報告書（以下「本大量保有報告書」といいます。）において、同社が業務執行組合員である ESG 投資事業組合を通じて、同月5日時点で株券等保有割合にして6.34%（議決権保有割合（2026年3月31日時点の当社の総株主の議決権の数（239,334個）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下同じです。）にして6.58%）に相当する当社株券等を保有していることを公表して以降、当社株券等を急速かつ大量に買い集め（以下、Be Brave による市場内外における当社株券等の急速かつ大量の買い集めを「本株式買集め」といいます。）、2026年4月21日に提出された本大量保有報告書に係る変更報告書 No.5（以下「変更報告書 No.5」といいます。）によれば、同社が業務執行組合員である ESG 投資事業組合を通じて、同年4月14日時点で株券等保有割合にして12.88%（議決権保有割合にして13.36%）に相当する当社株券等を保有するに至っていること、2026年2月20日に実施した当社と Be Brave の代表取締役である泉田和人氏（以下「泉田氏」といいます。）との面談において、泉田氏から、当社株券等をさらに買い集める可能性がある旨の意向が示されたこと等を踏まえ、本日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、当社株券等に係る大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

当社はこれまで、Be Brave が2025年11月12日に本大量保有報告書を提出して以降、Be Brave の要請に応じて複数回にわたり面談及び電話でのやり取りを行うことで、当社の中期経営計画、株価純資産倍率（PBR）、株主資本配当率（DOE）等といった Be Brave の関心事

項について議論を行う機会を設けてまいりました。そして、当社は、Be Brave を含む株主の皆様との対話を通じていただいたご意見・ご要望を真摯に受け止め、継続的に当社の経営課題について検討及び対応を行ってきました。具体的には、2026年1月30日に、2024年5月20日に開示した中期経営計画における資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応のアップデートとして、株主資本コストの再設定及びBS マネジメント方針の導入を決定するとともに、本日、2027年度から2029年度までの中期経営計画の基本方針を決定し、それらの内容を公表しております（詳細は2026年1月30日付当社プレスリリース「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について（アップデート）」及び本日付当社プレスリリース「新中期経営計画の基本方針」の公表について）をご参照ください。）。

その間も Be Brave は、本株式買集めによる買付の目的、買付数、買付期間、買付者の概要、買付後の経営の基本的な方針等について明らかにしないまま、本株式買集めを継続し、2025年12月26日に提出された本大量保有報告書に係る変更報告書 No.3 によれば、同社が業務執行組合員である ESG 投資事業組合を通じて、同月19日時点で株券等保有割合にして10.57%（議決権保有割合にして10.97%）を保有し、当社の主要株主となり、また、2026年3月2日に提出された本大量保有報告書に係る変更報告書 No.4 によれば、同社が業務執行組合員である ESG 投資事業組合を通じて、同年2月20日時点で株券等保有割合にして11.87%（議決権保有割合にして12.31%）に相当する当社株券等を保有するに至りました。そのような中で、2026年2月20日に行われた Be Brave と当社との面談（以下「2月20日面談」といいます。）において、Be Brave は、当社が PBR1 倍を達成するため、DOE8%の配当を2期連続で行うこと等を当社に要求しました。また、Be Brave は、Be Brave の要求を聞き入れない場合には、株主提案を行う可能性や、当社の2026年6月開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）までに当社株式を30%まで買い増す可能性がある旨示唆しており、本株式買集めにより、当社の実効的な経営支配権を取得し、あるいは経営に対する影響力を高めることにより、Be Brave の意向に沿った経営判断を当社に強要しようとしていることが強く疑われる状況にあります。そして、実際に Be Brave は2月20日面談以降も当社株式の買集めを継続し、2026年4月21日に提出された本大量保有報告書に係る変更報告書 No.5 によれば、同社が業務執行組合員である ESG 投資事業組合を通じて、同年4月14日時点で株券等保有割合にして12.88%（議決権保有割合にして13.36%）に相当する当社株式を保有するに至っております。

また、当社の最新の株主名簿（2026年3月31日を基準日とするもの）上、複数の株主が前回の基準日（2025年9月30日）以降相当数の当社株式を取得していたことが確認されており、また、Be Brave の過去の投資活動において、大量保有報告書及びこれに係る変更報告書に共同保有者について記載しないまま、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」を樹立していた旨認定されている事例（以下「本他社事例」といいます。）が存在する¹とこ

¹ 2023年12月11日付東洋証券株式会社のプレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に関する Be Brave、UGS アセットマネジメント、キャピタル・マネジメント及びエピック・グループ間の共同協調関係の認定についてのお知らせ」。なお、Be Brave が本他社事例において「当該特定株主グルー

ろ、本他社事例において Be Brave とかかる関係を樹立したと認定されている一部の株主が、2025 年 9 月 30 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に、当社株式を取得したことが確認されています。これら株主と Be Brave の関係の有無及び程度については現在調査中であり、Be Brave が提出している本大量保有報告書及びこれに係る変更報告書には、共同保有者の記載はありませんが、複数の株主が、非常に近接した時期に当社株式の取得を開始した上、ほぼ同じ時期の極めて短期間のうちに相当数の当社株式を買い上げる行為があったとすれば、これが相互に全く無関係に行われることは通常想定し難く、また、Be Brave の過去の投資活動として本他社事例が存在することを踏まえると、当社としては、複数の株主が Be Brave と実質的に共同して当社株式の買付けを行っている可能性も否定できないと考えております。

過去 10 年間に行われた当社の株主総会の議決権行使率の平均は、約 75.88%であるため、当社の株主総会において会社法上の特別決議事項につき拒否権を有すると評価することのできる議決権割合は約 25.30%であると考えられます。Be Brave の示唆した「30%」が株券等保有割合か議決権保有割合いずれの趣旨であるかは明確ではないものの、いずれの趣旨であっても、「30%」まで本株式買集めが行われれば、Be Brave は単独で株主総会における特別決議事項に係る実質的な拒否権を有するなど、当社の経営に対して重要な影響力を有することになります。

それにもかかわらず、Be Brave は、本株式買集めの目的や内容等について、具体的な情報を提供しないまま、本株式買集めを継続しております。当社といたしましては、Be Brave による本株式買集めは、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当社や当社の一般株主の皆様に対し、十分な情報や検討時間を提供することなく行われるものであり、このような状況を懸念する一般株主の皆様が当社株式の売却を強いる（即ち、強圧性を有する）可能性があると考えており、経済産業省作成に係る 2023 年 8 月 31 日付「企業買収における行動指針」に照らしても問題が大きいものとも考えております。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本株式買集めの状況やこれまでの経緯等に鑑みると、Be Brave が、今後その議決権割合を 20%以上とすることを目的とする大規模買付行為等（下記三 3.(1)で定義されます。以下同じです。）を行う蓋然性が相応に高いと合理的に判断できることに加え、かかる状況下において、その他の当事者による大規模買付行為等が企図されるに至る場合も想定し、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切なご判断をするために必要な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者（下記三 3.(1)で定義されます。以下同じです。）と交渉又は協議を行うことができるよう、かかる大規模買付行為等については、当社取締役会の定める一定の手續に基づいてなされることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資するとの結論に至りました。

その結果、当社取締役会は、本日、基本方針を決定し、本対応方針を導入することを決議

プと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」を樹立していたと当社が認定しているものではありません。

いたしました。当該取締役会においては、本対応方針の導入について、独立社外取締役 3 名を含む取締役全員の賛成によって決議されており、独立社外監査役 2 名を含む当社監査役全員も本対応方針の導入に同意しております。

なお、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを受け、Be Brave 又はその関係者による大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものです。

本対応方針は、当社取締役会の決議により導入され、本日付で効力を生じるものであり、その当初有効期間は、2026 年 6 月開催予定の本定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結の時までとしておりますが、当社は、本定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認を求める議案を付議することを予定しております。本定時株主総会において、上記議案につき株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、株主の皆様のご意思に従い、本対応方針は有効期間の満了により失効することとなります。

また、上記の決議と併せて、当社取締役会は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、独立委員会を設置し、当社の独立社外取締役 3 名を独立委員会の委員に選任いたしました。詳細は、別紙 1「独立委員会規則の概要」及び別紙 2「独立委員会委員略歴」をご参照下さい。

会社法及び金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社株式が上場されている金融商品取引所の規則等（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じです。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

記

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社企業グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、特定の者による当社株券等の大規模買付行為等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、かかる大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大規模買付行為等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為等の内容等について検討し又は対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社企業グループの企業価値の源泉は、当社のお客様からの信頼と当社企業グループのブランド力、独自性のある高品質な製品を世界中に供給できる当社企業グループのビジネスモデル、当社の従業員、取引先や地域社会等のステークホルダーとの信頼関係等にあると考えております。当社株券等の大規模買付行為等を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為等を行うものは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社企業グループは、1914年の創業以来、100年を超える歴史のなかで培ってきた工業用環縫いミシンの専門メーカーとしての確固たる技術力を基盤に、世界の「衣料文化」の発展に貢献するべく商品ラインナップを拡張し、企業活動を展開してまいりました。また、2007年に立ち上げたオートモーティブ事業においては、自動車用安全ベルト及び

エンジンルーム関連部品等の自動車部品を通じて、世界中の人々の生命の安全を守る事業として、最高の品質を提供することに努めております。

このように、当社企業グループの事業は、アパレルマシナリー事業及びオートモーティブ事業の2つの事業を柱としております。アパレルマシナリー事業では、当社は、縫製工場でアパレル生産に使用される工業用ミシンのうち、主としてニット衣料等の縫製に用いられる「環縫いマシン」においてトップブランドとしての地位を築いていると自負しております。環縫いマシンは、伸縮性や装飾性に優れ、ニット素材のみならず多様な製品の縫製に広く利用されており、この分野において長年にわたり技術、品質、顧客対応力を蓄積してきたからこそ、世界の縫製現場から厚い信頼を獲得できているものと考えております。オートモーティブ事業においては、アパレルマシナリー事業で培った、ダイカスト加工技術を用いて、自動車用ダイカスト部品をはじめとする高い技術力を要する部品の製造販売を行い、グローバルな供給体制のもとで事業基盤の拡充を進めております。このような当社の商品・サービスの品質・魅力を評価するお客様からの信頼とその集積としての当社企業グループのブランド力は、当社の企業価値の重要な源泉となっております。

また、当社企業グループは、グローバル戦略のもと、自社で研究開発した独自性のある工業用マシン及び工業用ミシンの製造で培ったダイカスト技術を応用した小型の自動車用ダイカスト部品等、高品質な製品を世界各地の製造・販売拠点を通じて、グローバルに供給するビジネスモデルを構築しております。

当社企業グループにおいてはこのようなビジネスモデルを有することにより、長年にわたり「製品・サービス・品質」を高い水準で社会に提供し続けることが可能となっております。また、このようなビジネスモデルを維持し、発展させていくためには、これらを支える技術・知見を有するだけでなく、グローバルな事業展開を支えている役職員が必要不可欠であるとともに、高品質な材料・部品を供給するサプライヤーや、各国に展開する販売代理店等のステークホルダーとの信頼関係も必要不可欠です。

以上のとおり、当社においては、当社のお客様からの信頼と当社企業グループのブランド力、独自性のある高品質な製品を世界中に供給できる当社企業グループのビジネスモデル、当社の従業員、取引先や地域社会等のステークホルダーとの信頼関係等が、当社の企業価値の源泉を構成していると考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

当社企業グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、企業理念である「人と技術を通じて、よりよい製品・サービス・品質の提供に取り組み、社会の発展に貢献すること。」を意識した経営を行っております。

具体的には、アパレルマシナリー事業においては、アパレル生産地域の変化や自動化・省力化需要の高まりを踏まえ、地域ニーズに即応した戦略立案、販売網の強化及び人材育成を進めております。今後は、熟練工不足を背景とする自動化・省力化ニーズに対応

し、デジタル制御ミシンの開発を進めるとともに、価格競争力を有するエントリー機種の市場投入により顧客層の拡大を図っております。

また、オートモーティブ事業においては、中国、ベトナム及びメキシコの3か国4拠点の生産体制を活かし、新規顧客及び新規部品の獲得を通じて持続的成長と事業拡大を目指しております。足元では、中国における値下げ要請や通商政策の影響等、厳しい経営環境のもと、当社は地域分散した供給体制を活かし、収益基盤の強化に努めております。

さらに、当社企業グループは、以下の諸施策を通じて企業価値向上に取り組んでおります。

(1) 中長期的な成長戦略の推進

当社は2024年5月20日に中期経営計画を発表しており、その中で、主要な成長戦略として以下を掲げております。

アパレルマシナリー事業

- 省力機種・デジタル制御マシン等の新製品開発による製品力強化
- ベトナム工場の生産能力向上による生産体制拡充
- エントリー機種の戦略的投入における販路拡大

オートモーティブ事業

- 生産設備の増強による供給体制構築
- 技術開発による製品ラインナップの拡充とコスト削減
- 日系・非日系大手自動車部品メーカーへの販路拡大

また、2026年5月13日には、次期中期経営計画の基本方針を発表し、アパレルマシナリー事業については輸出縫製でのシェア拡大、新興国の内需縫製の市場開拓、生産体制の更なる進化、オートモーティブ事業については売上拡大に向けた営業強化、生産性向上によるコストダウン、特殊鑄造の高付加価値品の市場投入を事業戦略とする方針を打ち出しております。

(2) 人的資本への投資

当社企業グループでは、グローバルな企業展開に必要な人材を積極的に採用し、新入社員研修、階層別・職能別研修に加え、必要に応じて海外研修も実施しております。また、当社企業グループの全従業員のうち8割強が海外関連会社の従業員であることを踏まえ、性別や国籍にかかわらず、国際性を持ち備えた能力・実績を重視する人物本位の人材登用を行っております。

(3) 財務戦略及び資本効率向上への取組み

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応として、2024年5月20日に公表した中期経営計画に基づく取組みを進めるとともに、2026年1月30日には、PBR1倍の達成及びROE向上を目指し、「リターンの最大化」に加えて「投下資本の最小化」を追求するBSマネジメント方針の導入を決定しております。同方針のもと、営業キャッシュ・フローのみならず余剰現金も配分原資とし、必要に応じて借入も活用しつつ、成長投資と株主還元の最適なバランスを図ることとしております。さらに、株主還元については、従来の配当性向にとらわれず、配当に加えて自己株式取得も柔軟に活用する方針を示しております。

(4) サステナビリティ戦略

当社企業グループは、持続的な企業価値向上と持続可能な社会の実現を一体的に推進しております。サステナビリティへの取組みに関しては、リスク及び機会を踏まえ、重要度の高い課題の中から、廃棄ロス（衣類ロス等）削減への貢献、CO2排出量の削減、働きがいのある職場環境の実現、人的資本の拡充、技術革新への貢献、快適な着心地と安全性の追求、持続可能なサプライチェーンマネジメントの実現及びガバナンス体制の強化の8項目をマテリアリティとして特定しております。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を整備し、経営の公正性、透明性及び効率性を高め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社企業グループは、コンプライアンスとリスクマネジメントの重要性を認識し、収益の極大化と併せて、株主の皆様をはじめ、全てのステークホルダーとの信頼関係にこだわるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最も重要な経営課題の一つと位置付け、その整備・拡充に努めております。また、積極的な情報開示を通じて経営内容の透明性を高め、長期的な信頼関係を構築することを基本的な考え方としております。

(2) 企業統治体制の概要

当社は監査役設置会社であり、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく適切な業務執行を目的とした執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を図っております。現在、取締役会は取締役6名で構成され、そのうち社外取締役は3名であり、かつ全員が独立役員として指定されております。社外取締役には、国内外における製造業の経営に関する経験及び深い見識を有する者並びに税務・会計の専門性を有する者を選任しており、経営陣から独立した立場から、一般株主との利益相反の回避を含めた客観的な提言及び監督機能を果

たしております。

また、当社は、取締役等の指名・報酬などに係る取締役会機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するため、任意の委員会として「指名・報酬委員会」を設置しております。同委員会は、独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長及び独立社外取締役3名の合計4名で構成され、委員総数の過半数を独立社外取締役としております。

(3) その他

当社は、2026年2月に行った政策保有株式の売却に加え、指名・報酬委員会の議長の独立社外取締役への変更、本定時株主総会での承認を条件として行う譲渡制限付株式報酬制度の導入等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める取組みを順次実行しております。

その他、当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンス報告書をご参照ください。

三 本対応方針の目的及び内容

1. 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断を十分検討した上で適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主総会（注）（以下「株主意思確認総会」といいます。）によって株主の皆様のご意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認が適切になされるためには、その前提として、大規模買付者からの必要十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必須であるとと考えております。そのため、大規模買付行為等がなされる場合に、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求めるとともに、かかる情報提供を実効性あるものとし、当該情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、以下のとおり、本対応方針を導入いたします。

以上のとおり、当社取締役会は、大規模買付者に対し、本対応方針に従うことを求めます。また、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、本対応方針に従って株主の皆様判断を得る機会を確保できるよう、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

（注）会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、

会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。以下同じです。

2. 本対応方針の概要

(1) 本対応方針に係る手続

上記のとおり、当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えておりますので、株主意思確認総会により対抗措置の発動について承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大規模買付者が、下記3.に記載した手続を遵守せず、下記3.(2)④に記載する株主意思確認総会を開催する以前に大規模買付行為等を実行しようとする場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

(2) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規則（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うにあたって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事情があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(3) 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記(1)で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者による権利行使は認められない旨の差別的行使条件、及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権無償割当て（会社法第 277 条ないし第 279 条）の方法により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります（詳細は下記 4.をご参照ください）。

(4) 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化されることとなります。

3. 本対応方針の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）に係る買付その他の行為（当該行為より前に既に特定株主グループの議決権割合が 20%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付その他の行為を含みます。市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問わず、また、公開買付けの開始を含みますが、これに限られません。以下同じです。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株券等に係る買付その他の行為、又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主その他の保有者（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主その他の保有者が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注 4）を樹立する行為（注 5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限り。）

であると合理的に判断される行為を意味します（但し、いずれも事前に当社取締役会が本対応方針を適用しないことに同意したものを除きます。）。

また、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

(注 1) 特定株主グループとは、(i)当社の株券等の保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、(ii)当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）、並びに(iv)上記(i)ないし(iii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者を意味します。

(注 2) 議決権割合とは、特定株主グループによる具体的な買付その他の行為の方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとし、但し、本対応方針においては、同項にいう「当該発行者の発行済株式の総数」（株券等保有割合の計算にあたっての除数）は、「当該発行者の発行済株式の総数（当該発行者が自己株式として保有する株式を除く）」と読み替えます。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、(イ)同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、(ロ)当該保有者又はその共同保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにこれらの

者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに（ハ）上記（イ）又は（ロ）に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から問題ないと考える旨の取締役会による認定がない限り、本対応方針においては当該保有者の共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされる者を含みます。）は、本対応方針においては当該買付け等を行う者の特別関係者とみなします。なお、株券等保有割合又は株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）、発行者が保有する自己株式の数、及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

（注4）「当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社の株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該特定株主グループ及び当該他の株主その他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として、共同協調行為等の認定基準（別紙3。但し、独立委員会は、法令等の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

（注5）本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本対応方針においては、仮に本対応方針の導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主その他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主その他の保有者との間で行う行為を「大

規模買付行為等」として取り扱うこととします。

そのため、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に、特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主その他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含まれます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主その他の保有者との間で行う行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

(2) 本対応方針の発動に係る手続

本対応方針は、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、事務手続上、当社の株主意思確認総会の開催には、相応の準備期間を要します。また、本対応方針は、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を熟慮される前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様が熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経られるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていただくものとします。

① 大規模買付行為等説明書の提出

大規模買付者には、本対応方針導入後に大規模買付行為等に該当する行為を行う場合は、その 60 営業日前までに、大規模買付行為等説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。大規模買付行為等説明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

② 情報提供

当社は、大規模買付者に対し、遅くとも当社取締役会が大規模買付行為等説明書を受領した日から 5 営業日以内（初日は算入されないものとします。以下同じです。）に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる情報（以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。なお、本必要情報の一般的な項

目は別紙4のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求める（かかる判断にあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

③ 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等説明書を受領した日から60営業日以内で取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

また、当社取締役会は、当初の取締役会評価期間の経過後も上記評価・検討を行うために必要な情報・時間が不足するものと合理的に認める場合には、独立委員会の勧告に基づき、合理的に必要な範囲内で取締役会評価期間を20営業日を上限として延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、適用ある法令等に従って、延長を行う理由及び延長期間を適時適切に開示します。

今後の大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び同総会の終結後）でなければ実施してはならないものとします。

④ 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、株主意思確認総会を開催することを取締役会評価期間内に決定し、当該決定後実務上合理的な範囲

で速やかに準備の上で株主意思確認総会を開催します。株主意思確認総会の開催の決定に際しては、独立委員会の意見を最大限尊重して判断するものとします。株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。なお、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を迅速に行うため、株主意思確認総会の開催を決定する前の段階で、予備的に基準日の設定等を行う場合があります。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。また、株主意思確認総会を開催する場合には、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大規模買付行為等の態様等も踏まえ、適切に当該株主の範囲を決定することを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

株主意思確認総会が開催される場合には、大規模買付者は、株主意思確認総会の終結の時まで、大規模買付行為等を実施してはならないものとし、既に大規模買付行為等が実施されている場合には、買付けの中断や撤回、公開買付期間の延長等、適切な措置を講じなければならないものとします。

⑤ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認したにもかかわらず、大規模買付者が大規模買付行為等を中止又は撤回しない場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記4.に記載する対抗措置（(a)差別的行使条件及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て、及び(b)それに続いて、当社株式を対価として非適格者以外の保有者から当該新株予約権を強制取得することにより、非適格者の保有する当社の議決権を希釈化すること）を発動します。これに対し、株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認しなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

但し、大規模買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、上記④に記

載する株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実行又は継続しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできなくなります。したがって、かかる場合には、当社取締役会は、特段の事由がない限り、株主意思確認総会を経ることなく対抗措置を発動できるものとし、当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するにあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとし、当社取締役会が、対抗措置の発動について決議を行った場合には、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

4. 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要

当社が、本対応方針に基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（以下に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権の無償割当て決議に際して当社取締役会が別途定めるものとし、ます。）。

(1) 割り当てる本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社株式

② 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権 1 個の目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とします。

③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は 1 円に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。

④ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。

⑤ 本新株予約権の行使の条件

(a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、原則として行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます（注1）。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注2）、

共同協調行為等の認定基準（別紙3）に基づいてなされた独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

- (i) 大規模買付者（大規模買付者及び大規模買付者の支配株主等（金融商品取引法施行令第14条の7第1項第1号）をいいます。）
- (ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）
- (iii) 大規模買付者の共同保有者が特別資本関係（金融商品取引法施行令第9条第1項）を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (iv) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
- (v) 大規模買付者の特別関係者が特別資本関係を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (vi) 当社取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (x) 上記(i)から本(vi)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (y) 上記(i)から本(vi)までに該当する者の「関係者」（注3）

(注1) 但し、上記のいずれかに該当する者であっても、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

(注2) 当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要となる情報等の提供を求めることがあります。

(注3) 「関係者」とは、これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

- (b) 本新株予約権者は、当社に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。

⑥ 取得条項

当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権を、当社取締役会が定める対価をもって又は無償で、取得することができます。

(a) 対抗措置を発動する場合（非適格者以外の本新株予約権者からの取得）

本対応方針における対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記⑤(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（下記⑥(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）を、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社株式を対価として、取得することができます。

(b) 対抗措置を発動する場合（非適格者からの取得）

本対応方針における対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものを、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとし、以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として、取得することができます（1株未満の端数は切り捨てられます。）。

(i) 行使条件

第2新株予約権の保有者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が

20%又は当社取締役会が別途定める割合（本日時点の大規模買付者の当株券等に係る議決権割合が20%を超えている場合には、当該大規模買付者との関係では、「20%又は当社取締役会が別途定める割合」は、「本日時点の大規模買付者の議決権割合」に読み替えられるものとし、以下同じです。）を下回る範囲内でのみ行使することができます。

(x) 大規模買付者が大規模買付行為等中止又は撤回し、かつ、その後も大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合であること。

(y) (α)大規模買付者の議決権割合（但し、その計算にあたっては大規模買付者やその共同保有者又は特別関係者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者又は特別関係者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%若しくは当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、又は、(β)大規模買付者の議決権割合として当社が認めた割合が20%若しくは当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%若しくは当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間において当社取締役会が別途定める日に、未行使かつ行使条件が充足されていない第2新株予約権を、その時点における当該第2新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c) 本新株予約権の強制取得に関する条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとし、なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間は、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとし、

⑦ 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

⑧ 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨ 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社株式（当社の有する自己株式を除きます。）1 株につき本新株予約権 1 個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する自己株式の数を除きます。）と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が中止若しくは撤回されない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株式の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）、又は、②大規模買付者が上記 3.(2)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実施しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株式の

保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合)のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当てに係る手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合(例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等)には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります。

当社取締役会は、発動した対抗措置を中止又は撤回することを決定した場合には、速やかにその旨を開示します。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、基準日時点における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。但し、本新株予約権については、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。当社がかかる取得の手続を行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、既に保有している株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、新たに受領する株式と合わせれば、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で強制取得する場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

このように、当社株式の価値の希釈化が最終的に生じるかどうかは、当社が一旦本新株予約権の無償割当ての決議を行った後であっても、諸般の事由により変更が生

じる可能性がありますので、投資家の皆様は十分にご留意ください。

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様に当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

大規模買付者が上記 3.(2)に記載した手続を遵守し、かつ、株主意思確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当て手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります（その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。）。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示いたします。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることになります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項

その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。) その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり、本新株予約権の目的となる株式の数に 1 円を乗じた額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき当社取締役会が定める数の当社株式が交付されることとなります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

株主の皆様が割り当てられた本新株予約権は、上記 4.(1)のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の 2 週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記 4.(1)⑥に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式の交付を受けることとなります。この際、株主の皆様において金銭の払い込みは必要ありませんが、当社から交付される当社株式を記録するための振替口座について、株主の皆様が一定の手続をお願いする場合があります。

但し、非適格者については、本新株予約権の行使又は当社による取得等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なり、上記 4.(1)⑥(b)のとおり、第 2 新株予約権を対価として本新株予約権の取得が行われます。

(d) その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

四 本対応方針の合理性

1. 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業

省企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されていると当社は考えております。

2. 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

本対応方針は、当社取締役会の決議により導入され、本日付で効力が生じるものであり、その当初有効期間は、2026年6月開催予定の本定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結の時までとしておりますが、当社は、本定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認を求める議案を付議することを予定しております。本定時株主総会において、上記議案につき株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、株主の皆様のご意思に従い、本対応方針は有効期間の満了により失効することとなります。

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに際して、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様のご意思を反映いたします。大規模買付者が上記三3.(2)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ、対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。

また、大規模買付者が上記三3.(2)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで発動される場合がありますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためにやむを得ないものと考えております。なお、大規模買付者が上記三3.(2)に記載した手続を遵守しない場合であっても、対抗措置の発動にあたっては、株主の皆様のご意思をできる限り尊重するべく、当社取締役会の判断により、株主意思確認総会の承認を条件とすることがあります。

このように本対応方針は、株主の皆様のご意思を最大限尊重するものです。

3. 取締役会の恣意的判断の排除

上記2.のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記三3.(2)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措

置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記三 2.(2)のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うにあたって必要な事項について、独立委員会による勧告を必ず受けるものとしています。

当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

したがって、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

4. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記五に記載のとおり、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することが可能であるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

五 本対応方針の廃止の手續及び有効期間

本対応方針は、本日付でその効力が生じ、その当初有効期間は、2026年6月開催予定の本定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします。なお、当社は、本定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認を求め議案を付議することを予定しており、本定時株主総会において、上記議案につき株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（以下「次回定時株主総会」といいます。）終結後最初に開催される取締役会終結の時まで継続するものとします。他方、本定時株主総会において、上記議案につき株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、株主の皆様のご意思に従い、本対応方針は有効期間の満了により失効することとなります。

また、本定時株主総会において、上記議案につき株主の皆様のご承認をいただき、本対応方針の有効期間が次回定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時まで継続した場合において、次回定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時に、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会に

において定める者が存在するときは、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、Be Brave 又はその他の当事者による大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等の懸念がなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておりません。

また、有効期間の満了前であっても、取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が当社の取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

上記にかかわらず、本対応方針が独立委員会委員の任期の途中で廃止された場合には、独立委員会委員の任期は、当該廃止された日をもって終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、独立委員会における審議及び決議において、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
 - ② 本対応方針に係る対抗措置の発動の停止
 - ③ ①及び②の他、本対応方針において独立委員会が権限を与えられた事項
 - ④ その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問した事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザーを含む。）の助言を得ることができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。

- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（Web 会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員略歴

本対応方針導入当初の独立委員会の委員として、以下の3名を選任いたしました。

氏 名： 小高 得央
生 年 月 日： 1962年6月17日
略 歴： 1986年4月 三井物産株式会社 入社
1995年1月 株式会社フルステリ 代表取締役社長
1997年3月 大日実業株式会社 代表取締役社長
1997年8月 大日化成工業株式会社 代表取締役社長
2006年6月 株式会社アテクト 代表取締役社長
2007年5月 株式会社アテクト코리아 代表取締役
2010年1月 アテクト・プログレッシヴ・アンド・イノヴェイティヴ・マニユ
ファクチャリング株式会社（現 株式会社アテクトエンジニアリ
ング） 代表取締役社長
2010年8月 上海昂統快泰商貿有限公司 董事長
2010年11月 安泰科科技股份有限公司 董事長
2021年2月 株式会社アテクト 取締役会長
2021年6月 当社 社外取締役（現任）

小高氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 田中 知加
生 年 月 日： 1971年2月27日
略 歴： 1999年10月 株式会社ワーク 入社
2012年11月 同社 取締役
2015年2月 同社 代表取締役副社長
2015年8月 同社 代表取締役社長（現任）
2021年6月 当社 社外取締役（現任）
2023年3月 パテック株式会社 代表取締役（現任）

田中氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 杉山 清和

生 年 月 日： 1962年1月9日

略歴： 1986年4月 林 達三税理士事務所 入所
1988年4月 税理士登録
1990年11月 杉山清和税理士事務所 開設
2004年6月 税理士法人神戸合同会計事務所に改組（現 税理士法人 SWATS）
代表社員（現任）
2017年6月 当社 社外監査役
2025年6月 当社 社外取締役（現任）

杉山氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

共同協調行為等の認定基準

- ※ 本基準は、本対応方針で定義される大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為等」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。
 - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「買付者」には、「買付者」の親会社及び子会社（買付者を含め、「買付者グループ」という。）、買付者グループの役員及び主要株主を含むものとする。
1. 当社株券等を取得している時期が、買付者による当社株券等の取得又は重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 当社株券等の取得を開始した時期が、買付者による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買付者による当社の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得のための行動が開始された時期に近接し、又は本対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買付者の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、買付者による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 買付者が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
 6. 上記 5 の重なり合う期間において、当該他の上場会社（買付者とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
 7. 上記 5 記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び買付者（並びに認定対象者以

外の者で買付者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主)による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社においてその中長期的な企業価値又は株主価値の毀損のおそれ(例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行)が生じているか。生じているとしてその中長期的な企業価値又は株主価値の毀損のおそれほどの程度か

8. 買付者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 買付者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係(内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ)、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権(共益権)の行使が買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か(なお、この10を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。)
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が買付者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か(なお、この11を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。)
12. その代理人やアドバイザーが、買付者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、買付者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか(直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。)
13. その他、買付者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、投資方針の詳細、当社及び当社企業グループ会社の事業と同種の事業についての経験、当社株式を保有する口座名義人の詳細等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容等（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等対象となる株券等の種類、数及び大規模買付行為等に係る買付け等を行った後における当社の株券等に係る株券等所有割合、大規模買付行為等の対価の種類及び価額、大規模買付行為等の時期、大規模買付行為等に係る取引の相手方、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性等（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、大規模買付行為等に関して第三者との間で行った協議の内容並びに大規模買付行為等完了後の当社株券等の保有方針（第三者への売却予定の有無及びその詳細を含みます。）を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びデイスナジーの内容並びに金額及びその算定根拠を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に意図する当社株主としての権利行使等に関する方針、当社及び当社企業グループ会社の役員派遣に関する意向及び候補（当社及び当社企業グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社企業グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策（自社株買いに関する方針を含みます。）、並びに配当政策等（大規模買付行為等完了後における当社及び当社企業グループの資産の売却、担保提供、配当その他の処分に関する計画及び第三者との協業又は提携に関する計画を含みます。）に関する考え
6. 大規模買付行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益にどのように資するのかについての考え（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社企業グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社企業グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容を含みます。）
7. 大規模買付行為等により当社の株券等の全ての取得を企図しない場合は、大規模買付行為等の完了後における当社の一般株主との利益相反の可能性への対処方針

以上